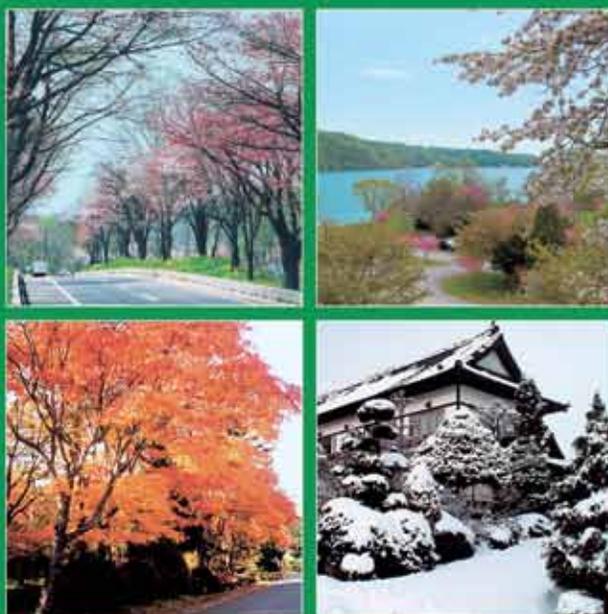


登別市みどりの基本計画

平成15年3月

山から海までつながるみどりが人をやさしくつつむまち



登別市

登別市みどりの基本計画

目次

1章 登別市のみどりの基本計画について	
1. みどりの基本計画について	1
2. みどりの基本計画の位置づけ	2
3. みどりの基本計画の「みどり」とは	3
4. 市民参画ですすめた「登別市みどりの基本計画」の策定	4
2章 登別市のみどりのようす	
1. 自然条件と土地利用	6
2. みどりの現状	8
3章 登別市のみどりの現況特性と課題	
1. みどりの構成要素	15
2. みどりの構成要素の現況特性と課題	16
4章 基本方針と目標	
1. 計画の基本理念	23
2. みどりの将来像	24
3. 計画の基本方針	29
4. みどりの基本計画 施策の体系	32
5. 計画フレーム	33
6. 目標水準の設定	34
5章 登別市のみどりの配置方針	
1. みどりの配置方針	35
6章 緑地の保全および緑化推進のための具体的展開	
1. みどりを広めるための具体的な展開	37
2. 緑化重点地区の設定	48
3. 市民参加のしくみ	51
用語解説	54

1章 登別市のみどりの基本計画について

1. みどりの基本計画について

近年、温暖化や酸性雨など地球規模の環境問題や都市部におけるヒートアイランド現象*などの一因として、みどりの減少が挙げられています。また、市民ニーズは、自然とのふれあいなど心の豊かさを求める傾向が強くなってきており、みどり豊かで潤いのある生活環境を形成することが求められています。

このようなことから、平成6年、都市緑地保全法*が改正され、「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画＝緑の基本計画」制度が創設され、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域の実情を充分考慮し、みどりの保全と創出、みどり全般についての将来あるべき姿、それを実現するための施策をより具体的に検討できるようになりました。

登別市では、これまでも公園や広場の整備を計画的に進めるとともに、市民参加のもと、市民緑化推進事業や市民記念植樹、またみどりの講演会・講習会などを通じて、緑化の推進や啓発に努めてきました。今後は、この取り組みの拡大を図るとともに、都市環境の変化や市民の多様な要望に応えるため、時代のニーズにあった新しい視点からみどりを捉え、その量と質を高めていくことが必要です。

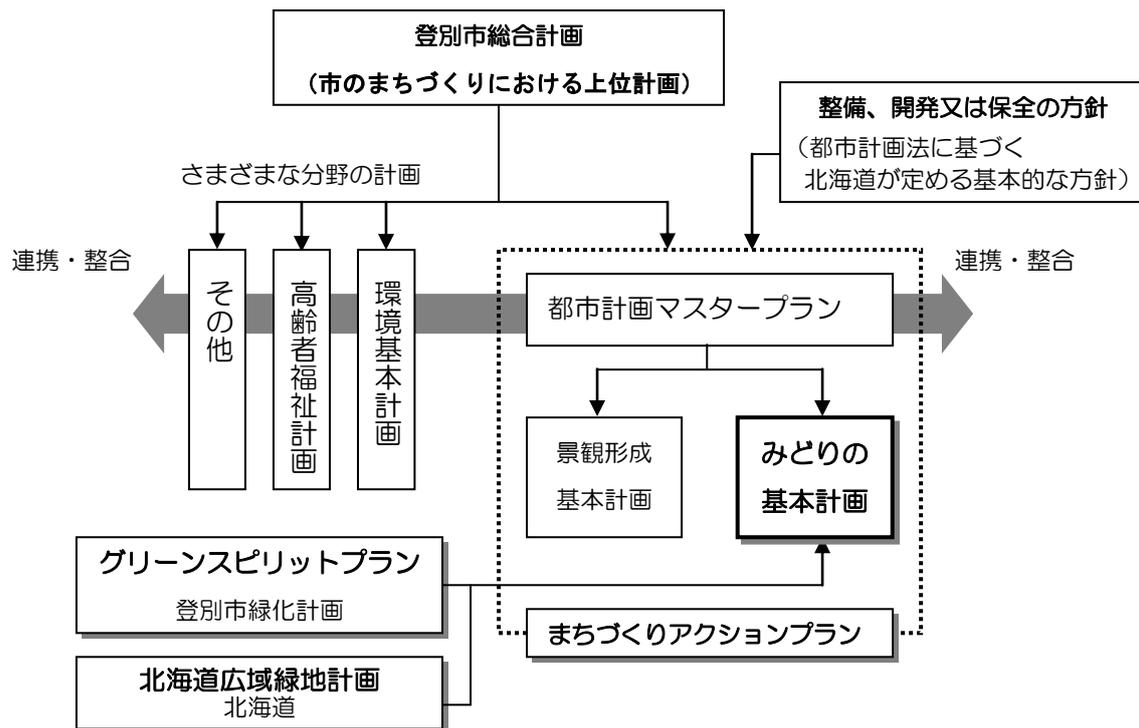
このような現状を踏まえ、市民、企業、行政が一体となってみどり豊かなまちづくりを進めるために「みどりの基本計画」を策定することとしました。

2. みどりの基本計画の位置づけ

「登別市みどりの基本計画」は、「登別市総合計画」を上位計画とし、都市計画法に基づく「整備、開発又は保全の方針」並びに広域的観点から北海道が示している「北海道広域緑地計画」との整合を図りながら定めたものです。

すでに登別市では、平成9年に市全体を対象とした緑化計画「グリーンスピリットプラン」を策定しており、「登別市みどりの基本計画」は、この「グリーンスピリットプラン」を基本にしながら、より具体的に緑地の保全や緑化の推進方策、公園の配置方針、市民参加のしくみなどを検討し策定しました。

また、土地利用の基本方針を定めた「登別市都市計画マスタープラン」を基本とし、「みどりの基本計画」、「景観形成基本計画」を加えた3つの計画を都市環境の観点から関係が深いため、「まちづくりアクションプラン」として一体的に捉えて、積極的な市民参画のもと、互いに関連する項目について、効率的、効果的に総合調整が図られるよう、同時に策定を進めました。

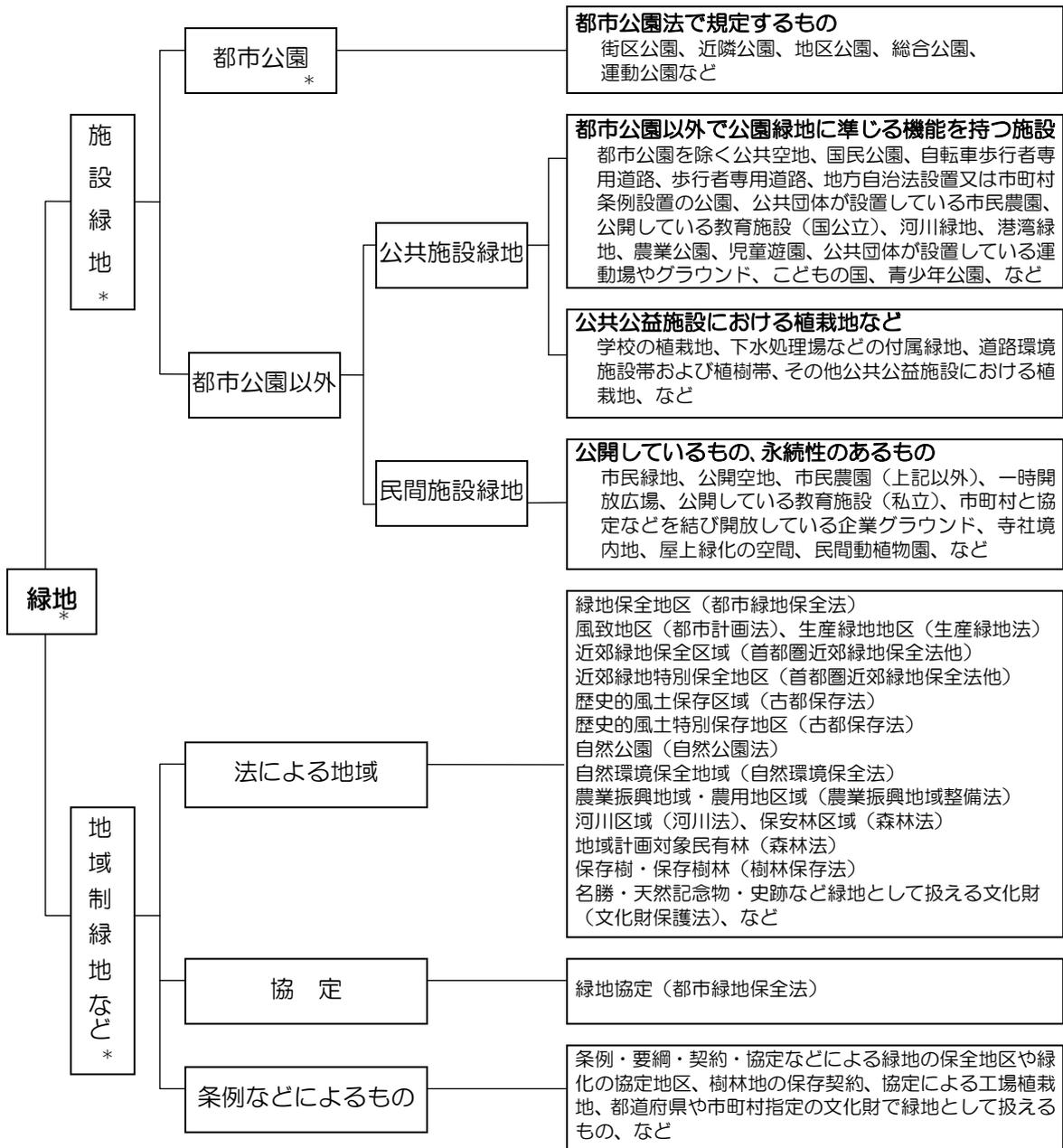


■関係計画との関係図

3. みどりの基本計画の「みどり」とは

「登別市みどりの基本計画」では、都市緑地保全法などにより示されている緑地(下図)のほかに、登別市の大切な自然環境である、山地、湖沼、海岸や民有地の住宅、工場、商業店舗などの樹木や生け垣、草花などの植栽地も含めて計画対象のみどりとします。

■みどりの基本計画が対象とする緑地



資料：「緑の基本計画ハンドブック改訂版」

4. 市民参画ですすめた「登別市みどりの基本計画」の策定

「登別市みどりの基本計画」の策定にあたっては、広く市民の意見を把握するためにアンケート調査を実施しました。さらに、市民会議（まちづくりアクションプランワークショップ*）を開催し、登別市のみどりのあり方について議論しました。

市民会議では、登別市のみどりの課題やみどりを守り・育て・つくるための具体的な意見が出されたほか、行政と市民、企業が協働して活動していくことの重要性などが提案されました。

アンケート調査（平成 11 年 7 月実施）

配布数：2,014 票

回収数：889 票（回収率 44.1%）

市民会議の開催

平成 12 年 7 月～平成 14 年 1 月まで、合計 28 回開催（地区別含む）



■市民会議での検討の様子



■市民会議での検討の結果

アンケート結果による多数意見

- ・将来のまちのイメージ ⇒ 「みどりが多く、自然に溶け込んだまち」
 - ・登別温泉・カルルス地域、登別・富浦地域⇒公園・緑地の整備が必要
(生活環境を高めるため)
 - ・鷺別地域、幌別鉄南地域 ⇒ 道路や河川、公共施設のみどりが不足
 - ・みどりが不足している場所⇒ 海岸、商店街、工場、学校
 - ・みどり豊かで良好な場所 ⇒ 亀田記念公園
 - ・みどりを増やす手法 ⇒ 街路樹の手入れや道路の緑化、
歩道に花壇を設置、川沿いに並木を形成
- (その他の意見)
- ・公園の質を高めるべきである。
 - ・鷺別～幌別の海岸線はみどりが少ない。
 - ・富浦の海岸付近は、カシワやクロマツなどの樹木がよく育っている。

市民会議で出された登別市のみどりの現状

- ・来馬岳、カムイヌプリは登別市のシンボルである。
- ・山辺に入るための散策路がない。
- ・鷺別川や西富岸川にはサクラ並木の美しいところがある。
- ・胆振幌別川は、自然環境がよい。
- ・登別川は、サケが遡上するきれいな川である。
- ・鷺別川は、よごれている。
- ・市街地に公園が少ない。
- ・学校にみどりが少ない。
- ・公園の質を高めるべきである。
- ・鷺別～幌別の海岸線はみどりが少ない。
- ・富浦の海岸付近は、カシワやクロマツなどの樹木がよく育っている。

市民会議で出されたみどりの課題

- ・山辺を風致地区指定*やトラスト*により守ることが必要である。
- ・市街地に近い山辺に散策路をつくる。
- ・札内地区の有効利用(農業的利用)を考える。
- ・川辺を利用して、公園や緑地を増やす。
- ・河畔林の復元が必要である。
- ・市街地の河川は、現在の特徴を活かしたそれぞれにあった整備を考える。
- ・鷺別岬の保全が必要である。
- ・海岸沿いのみどりは、道路を利用した植栽でつなげる。
- ・漁港を利用した拠点づくりが必要である。
- ・学校にみどりを積極的に増やす。
- ・公共施設や民間施設にみどりを増やす。
- ・キウシト湿原の保全が必要である。
- ・「年に1回1人植樹運動」を展開する。

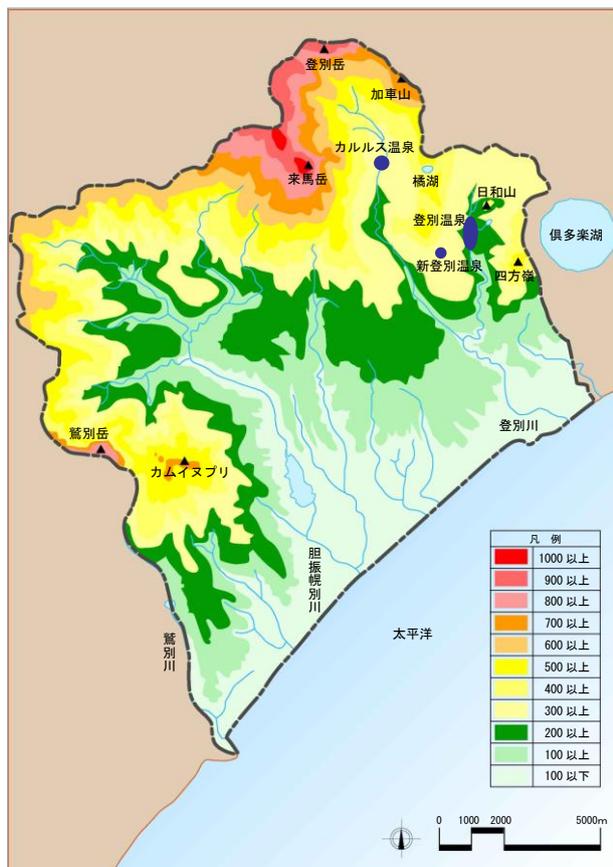
2章 登別市のみどりのようす

1. 自然条件と土地利用

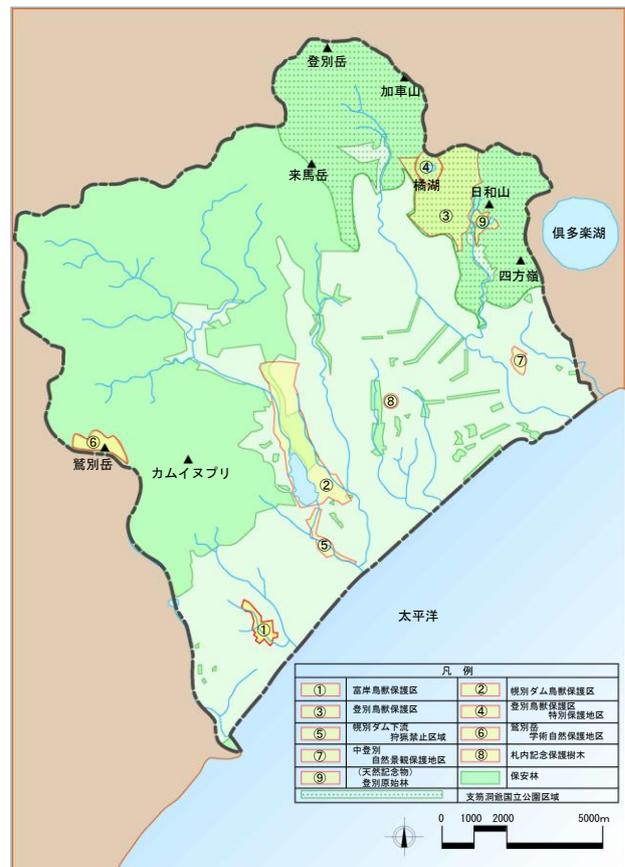
(1) 地形・地勢

登別市は、来馬岳、登別岳、加車山など、オロフレ山系の 600m～1,000m 級の山々にふちどられ、212.11km²の市域面積のうち、その約 73%を森林が占めています。

市域には、支笏洞爺国立公園区域や自然環境の保全に関わる鳥獣保護区（北海道）、学術自然保護地区（北海道）、自然景観保護地区（北海道）、保安林のほか、天然記念物（国）に指定されている登別原生林があります。



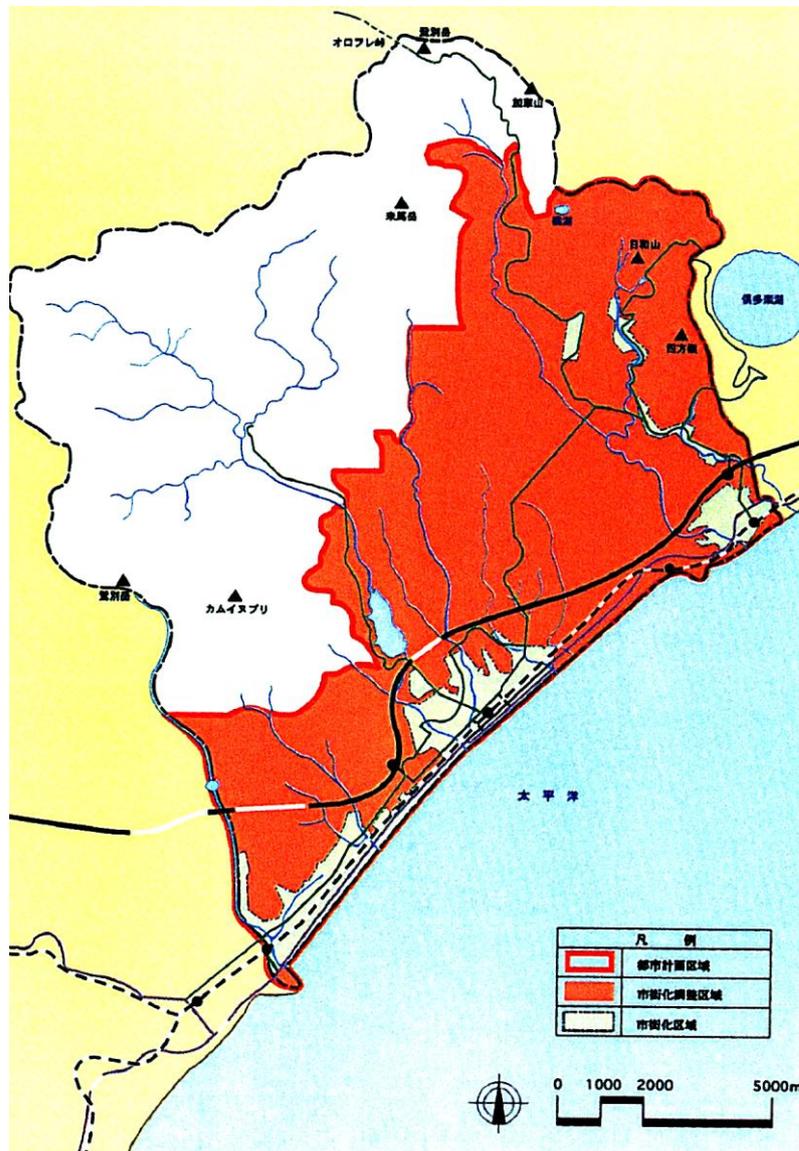
■地形・地勢図



■保全区域などの指定

(2) 土地利用

- 登別市の土地利用をみると、全体の約 73%を森林が占めており、豊かなみどりが広がっています。
- 農地は、市域面積の約 6%と比較的少ない利用状況となっています。
- 市街地は、主に鷺別、幌別、登別の 3 地区に集中して形成され、それぞれに住居系、工業系、商業系の用途地域が配置されており、各地区がひとつのまとまったまちとして成り立っています。市街化区域は、これらの 3 地区に加え、登別温泉地区などをあわせ、市域全体の約 7%を占めています。

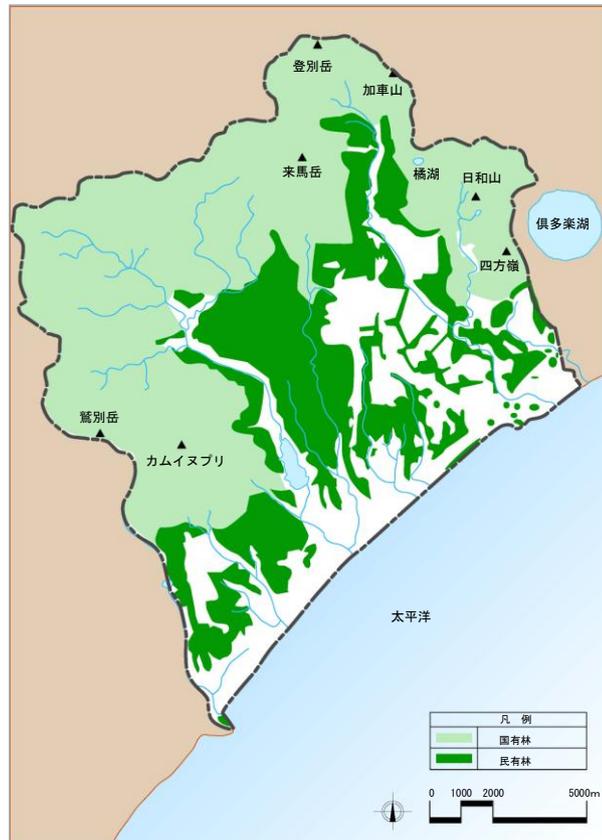


■都市計画区域図

2. みどりの現状

(1) 森林の現状

- 森林は、市域の外縁をとりまく山地から、その前面に広がる丘陵地にかけて分布しており、市域面積の約 73%を占めています。これらの森林のうち、国有林が約 68%を占め、残り 32%が民有林となっています。
- 国有林のうち、約 2 割が木材生産などの産業活動のための木材等生産林になっています。その他は国土保全林（山地災害の防止、水源地の保全など）、自然維持林（生態系の維持、動植物の保護など）、森林空間利用林（レクリエーション、自然観察など保健文化的利用）となっており、公益機能に重点をおいた森林として、保護、育成されています。
- 民有林においては、天然林の割合が高いということが特徴となっており、森林面積の約 87%を占めています。また、民有林面積の約 26%が、国立公園（支笏洞爺国立公園）または保安林などに指定され、制限林となっています。



■ 国有林と民有林

(2) 河川の現状

- 市内には、鷺別川、胆振幌別川、登別川をはじめ多くの川が流れています。
- 胆振幌別川は、市内を流れている川の中で最も規模が大きく、その流域はさまざまな野生生物の宝庫となっています。下流側の市街地周辺においても多様な自然植生が分布し、多くの野鳥が飛来するなど、身近な自然として重要な川となっています。
- 市街地を流れているほとんどの川は、コンクリートブロックなどで整備されており、川沿いのみどりは少ない状況にあります。

(3) 海岸の現状

- 海岸は、南西から北東の方向にほぼ直線状に伸びており、海岸線に突き出た鷺別岬、蘭法華岬が、単調な景観に変化を与えています。
- 海岸のみどりとしては、砂浜部において海浜植物が分布するほか、岬においては低山帯の植物と海浜植物が混在して見られます。
- 富浦地区には、海岸沿いに約 1.8km に渡って続く潮害防備保安林（以下、防潮林と略す）が整備されています。
- 海岸のみどりは、岬や保安林以外には樹木がほとんど無く、総体的に乏しい現状にあります。

(4) 道路の現状

- 市内の街路樹が植栽されている道路は、国道、道道（6路線）、市道（22路線）を合わせると 29 路線あります。植栽本数は、概ね 3,900 本、樹種としては、クロマツ、サクラが多く、次いでナナカマド、スズカケノキ（プラタナス）の順となっています。その他には、イチョウ、カツラ、イチイ（オンコ）なども植栽されています。
- 道道洞爺湖登別線のエゾヤマザクラは、樹齢が古く、開花期にはサクラのトンネルとして市民や観光客の目を楽しませています。
- 潮風の影響を受ける道路においては、街路樹の生育環境として厳しいものがあり、豊かなみどりが得られていない場所もあります。

(5) 公共施設の現状

- 市内には、小学校、中学校、高等学校、専門学校を合わせて 19 校あり、庁舎、社会福祉施設、児童館などの各種公共施設も点在しています。
- これらの公共施設には、みどりが豊かなところもありますが、生育条件の厳しさなどから、総じてみどりが十分な状況とはなっていません。

(6) 緑地の現状

①施設緑地の現状

施設緑地のうち、基幹公園*と都市緑地を合わせた都市公園は、市街化区域内で 39 箇所、都市計画区域内で 43 箇所設置されています。

また、広場や学校のグラウンド、市役所・市民会館などの公共施設のみどりである公共施設緑地は、市街化区域内で 145 箇所、都市計画区域内において 178 箇所設置されています。

民間施設緑地とは、神社・寺院のみどりや私立学校のグラウンド、ゴルフ場など 500 m²以上の一団となり、一般に公開している永続性の高いみどりです。

都市公園と公共施設緑地・民間施設緑地を合わせた施設緑地の住民 1 人あたり緑地面積は、市街化区域内において 14.06m²/人となっており、身近にふれあえるみどりが少ない現状です。

■施設緑地の状況（平成14年3月末現在）

施設緑地の種類		区域区分		市街化区域			都市計画区域		
				整備量		1人あたり面積	整備量		1人あたり面積
		箇所	面積(ha)	(m ² /人)	箇所	面積(ha)	(m ² /人)		
住区 基幹 公園	街区公園	34	8.27	1.56	35	8.57	1.57		
	近隣公園	3	3.09	0.58	3	3.09	0.57		
	地区公園	-	-	-	1	7.07	1.29		
	都市 基幹 公園	総合公園	1	7.50	1.42	3	37.40	6.84	
		運動公園	-	-	-	-	-	-	
基幹公園計		38	18.86	3.56	42	56.13	10.27		
都市緑地		1	0.12	0.02	1	0.12	0.02		
都市公園等計		39	18.98	3.58	43	56.25	10.29		
公共施設緑地		145	46.04	8.69	178	130.98	23.97		
民間施設緑地		23	9.46	1.79	30	149.30	27.32		
施設緑地合計		207	74.48	14.06	251	336.53	61.59		
人口		市街化区域人口 52,969 人			都市計画区域人口 54,641 人				

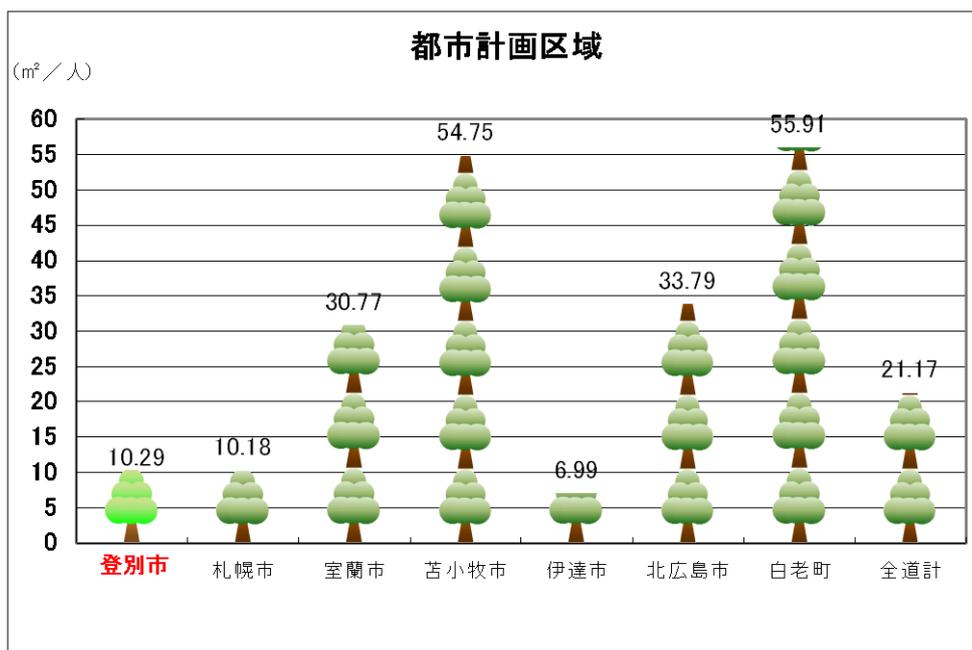
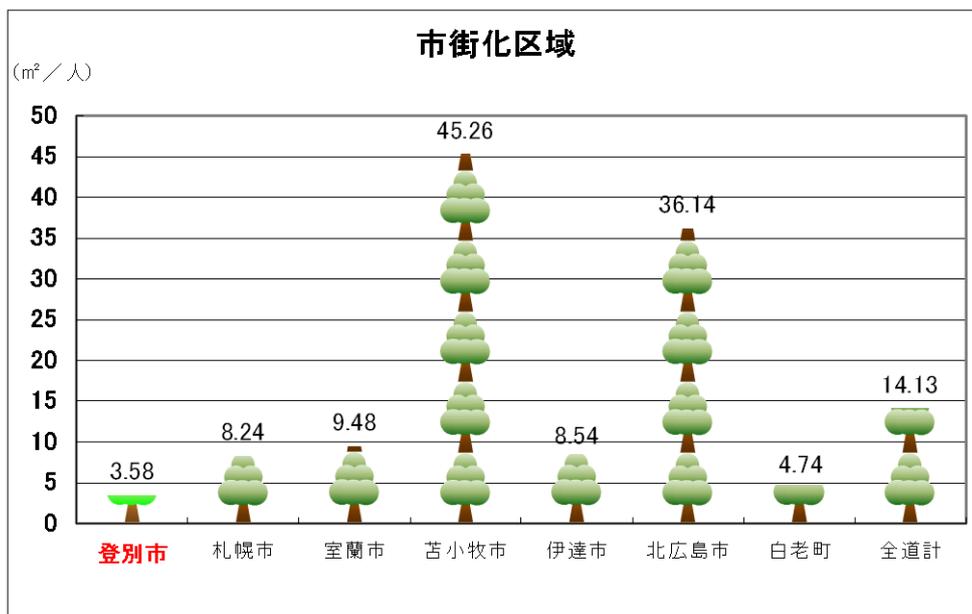
※人口は住民基本台帳による

平成 13 年度末現在、登別市の住民 1 人あたり都市公園面積は、市街化区域内においては、 $3.58\text{m}^2/\text{人}$ 、都市計画区域内においては $10.29\text{m}^2/\text{人}$ となっています。

このことより、市街化区域内における住民 1 人あたり都市公園面積は、都市計画区域内の 1/3 程度となり、日常的に活用できる公園面積が少ないことがわかります。

また、下のグラフより、近隣の他都市と比較しても、それが低い水準にあることがわかります。

■住民 1 人あたり都市公園面積の比較（登別市は、平成 13 年度末データ
他都市については、平成 12 年度末データ）



②地域制緑地の現状

地域制緑地は、自然公園法に基づく「支笏洞爺国立公園」をはじめとして、「都市緑地保全法」に基づく「市民緑地」や森林法に基づく「保安林」、河川法に基づく「河川敷地」などそのほとんどが法律により規制されています。

条例によるものとしては、北海道自然環境等保全条例に基づく「中登別自然景観保護地区」があります。

市街化区域内の地域制緑地は、都市公園と同様で1人あたり面積が約9㎡/人と少ない現状になっていますが、都市計画区域全体でみると約1,360㎡/人と多く、みどりで囲まれている市街地であることがわかります。

■地域制緑地の状況（平成14年3月末現在）

区域区分		市街化区域		都市計画区域	
		整備量	1人あたり面積	整備量	1人あたり面積
地域制緑地の種類		面積 (ha)	(㎡/人)	面積 (ha)	(㎡/人)
	法律によるもの	49.56	9.36	7,659.54	1,401.79
	条例によるもの	0.00	0.00	21.00	3.84
小 計		49.56	9.36	7,680.54	1,405.63
地域制緑地間の重複		0.00	0.00	-253.25	-46.35
地 域 制 緑 地 合 計		49.56	9.36	7,427.29	1,359.28

③緑地の現状

施設緑地と地域制緑地を合わせた都市計画区域内の緑地の総量は、約 7,800ha であり、都市計画区域面積の約 70%を占めています。しかし、市街化区域内の緑地は約 124ha で、市街化区域面積の 9%弱にすぎません。

登別市は、豊かなみどりに囲まれていても、身近にはみどりが少ない現状であることがわかります。

■緑地の現況総量（平成 14 年 3 月末現在）

区域区分 緑地の種類	市街化区域		都市計画区域	
	整備量	1人あたり面積	整備量	1人あたり面積
	面積(ha)	(㎡/人)	面積(ha)	(㎡/人)
施設緑地計	74.48	14.06	336.53	61.59
地域制緑地計	49.56	9.36	7,427.29	1,359.28
緑地現況量総計	124.04	23.42	7,763.82	1,420.87
区域面積に対する 緑地の割合	8.74%		69.91%	

3章 登別市のみどりの現況特性と課題

1. みどりの構成要素

登別市は海と山に囲まれ、多くの河川が流れ、身近に水とみどりを感じることができるまちです。登別市のみどりの構成は、下表のとおりです。

登別市のみどりの構成要素	市域をとりまく自然のみどり 鷺別岳、カムイヌプリ、来馬岳、登別岳、加車山、日和山、 四方嶺、橋湖や倶多楽湖
	市街地を囲む山辺と丘陵地のみどり 市街地の背後の斜面緑地、ボンズ山、札内台地など
	市街地を流れる川辺のみどり 鷺別川、上鷺別富岸川、富岸川、胆振幌別川、来馬川、 岡志別川、登別川、クスリサンベツ川、ポンアヨロ川など
	市街地に面する海辺のみどり 連続する海岸線、鷺別岬、蘭法華岬、フンベ山、 防潮林（富浦地区）、海浜植物など
	市街地の中のみどり 公園、道路のみどり、学校など公共施設のみどり、民間施設のみどり、 住宅地のみどり、キウシト湿原などの湿地など



2. みどりの構成要素の現況特性と課題

(1) 市域をとりまく自然のみどり

●みどりの現況特性

- 市域の大部分が、自然性の高い豊かな森林でおおわれていますが、そのほとんどは保安林や地域計画対象民有林に指定され、法による規制がかけられています。
- 橘湖や倶多楽湖など自然豊かな湖沼は、その周辺のみどりも含めて観光資源となっています。
- 市域北東の山岳地帯は、支笏洞爺国立公園に指定されています。
- 登別温泉周辺の原始林は、天然記念物に指定されています。
- 鷲別岳山頂一帯は、周辺には見られない独特の植物種が分布しており、北海道自然環境等保全条例に基づく「学術的自然保護地区」に指定されています。
- 鉾山地区は、市民の自然体験、環境教育の拠点としてその活用が進められています。

●みどりの課題

- 市域をとりまく自然のみどりは、学術的にも防災面からも重要であるとともに、野生生物の生息空間となっているため、保全を基本としながら、利用を図ることが求められています。
- 橘湖や倶多楽湖周辺は、観光資源にもなっているため、保全を基本としながら、利用を図ることが求められています。
- 鉾山地区は、今後も市民が自然とふれあい、学習できるような環境づくりを進めることが望まれます。

■ 観光ポイントにもなっている
自然豊かな倶多楽湖



(2) 市街地を囲む山辺と丘陵地のみどり

●みどりの現況特性

- 山辺のみどりは、住宅地に隣接しており、市民が身近に自然を感じふれあうことのできる貴重な環境です。
- ボンズ山や幌別ダム周辺などは、市民の身近な散策の場所として親しまれています。
- 札内地区などの丘陵地帯に広がるみどりは、前面に太平洋を望み、雄大な田園風景を形成しており、登別市を代表する景観のひとつとなっています。

●みどりの課題

- 山辺のみどりは、保全を基本としながら、市民が自然と親しめるように利用を図ることが求められています。
- 丘陵地のみどりは、自然体験を通して、人々が交流できる場として、また観光資源として活用することが望まれています。



■市民がみどりと身近にふれあうこと
ができる幌別ダム周辺



■豊かなみどりが広がる札内台地の牧草地
と来馬岳。

(3) 市街地を流れる川辺のみどり

●みどりの現況特性

- 市街地を流れる河川は、市民が釣りやバードウォッチングなどを通して身近に自然とふれあえる空間となっています。
- 市街地を流れる河川のひとつがすでに整備されており、住宅なども隣接しているためみどりの量が少ない現状です。

●みどりの課題

- 市街地の河川では、魚類や野鳥など野生生物の生息に適した環境づくりが必要です。
- 河川空間は市民にとって地域のみどりを感じとることができる景観要素です。このため、河川の特徴を考慮しながら、河川空間のみどりを増やしていくことが必要です。
- 災害時に市街地の延焼遮断や避難路としての機能を果たせるように並木の形成や散策路の整備などを進めることが必要です。

■市内で最も大きな胆振幌別川。白鳥テラスも整備され、冬期には多くの渡り鳥が飛来する。



■サクラ並木などにより地域の人々に親しまれている鷺別川

(4) 市街地に面する海辺のみどり

●市街地に面する海辺のみどりの現況特性

- 海岸は、砂浜が少ないため海浜植物などのみどりが乏しい状況です。
- 鷺別岬、蘭法華岬付近、フンベ山などの崖上には、低山帯植物と海浜植物が混在している貴重なみどりがあります。
- 富浦地区の防潮林は、海辺のみどりが少ない登別市にとって潮風を防ぐ機能も兼ね備えた連続した貴重なみどりです。

●市街地に面する海辺のみどりの課題

- 海浜植物を保全育成するために海岸環境を整えることが必要です。
- 市民が海辺のみどりに親しめるように、散策路などを整備することが求められています。
- 地域のシンボルとなっている鷺別岬、蘭法華岬付近、フンベ山のみどりは、保全することが必要です。
- 富浦地区の防潮林は、海辺のみどりを代表する貴重なみどりであることから今後も保全することが求められています。



■砂浜の続く海岸線
市街地から意識されることが少ない



■富浦地区の防潮林
カシワやクロマツが連続する

(5) 市街地の中のみどり

●みどりの現況特性

【公園】

- 亀田記念公園や川上公園、岡志別の森運動公園などの大きな公園は、市民の憩いの場として親しまれています。
- 市民の日常的なレクリエーションの場である公園が少なく、特に鷺別地区や登別地区などはその状況が顕著です。
- 既存の公園のなかには、さまざまな理由により利用頻度の少ないところがあります。
- 市街地の公園は、災害時の一時的な避難場所に指定されています。

【道路のみどり】

- 市街地の幹線道路網は、国道、道道、市道が機能的に結びついて形成されていますが、全体的に豊かな街路樹が確保されている状況ではありません。



■花見を楽しむ市民でにぎわう
亀田記念公園



■さまざまな理由により、あまり利用されていない街区公園も少なくない

【公共施設のみどり】

- 市役所や支所などの公共施設の大部分が、敷地にゆとりがないためにみどりの量が少ない状況にあります。

【民有地のみどり】

- 登別地区では、大きな庭を持つ住宅が数多く見られ、豊かなみどり景観が形成されています。
- 工場の多くは、みどりが少ない状況にあります。
- 新興の住宅では、花を中心とした美しい庭づくりが数多く見られます。

【湿原】

- 市街地の多くは、湿地を開発して形成されてきましたが、キウシト湿原などは、市街化が進むなかで残された貴重なみどりです。

■住宅地の庭先のみどり



■多様な生物が生息するキウシト湿原は、市街地の中に残された貴重なみどり



●みどりの課題

【公園】

- 公園の少ない地区を優先して公園の整備を進めることが必要です。
- 施設の老朽化や地域の実情に合わなくなった公園は、市民参画で計画づくりを行い、利用者ニーズに配慮した再整備を進めることが必要です。
- 公園は、日常的なみどりの空間、身近なレクリエーションの場、災害時の避難場所であることから、適正な配置を進めることが必要です。
- 既存の公園では、今後も植栽などを進めて、延焼遮断など災害の拡大防止機能を高めることが大切です。

【道路のみどり】

- みどり豊かな街並みの形成と延焼遮断など災害の防止のために、市内の主要幹線道路では、街路樹の育成を進めることが大切です。特に、みどりの少ない国道にボリュームある街路樹を育成することが求められています。
- 路線ごとに樹種の統一を図り、特徴のあるみどりの街並みを形成することが必要です。

【公共施設のみどり】

- 市街地にまとまりのあるみどりを形成する上から、公共施設の緑化を積極的に進めることが求められています。
- 小・中学校などの公共施設は、緊急時の避難場所に指定されており、防災機能を高める上からも、積極的な植栽が必要です。

【民有地のみどり】

- 市民の協力により、住宅地のみどりを増やし、みどり豊かな市街地を形成することが求められています。
- 緑化条例などの制定により、住宅地や工場のみどりについて、緑化を積極的に進めることが必要です。
- まちのランドマーク*となるような樹木を、保護樹として指定する必要があります。
- 市街地の中にある屋敷林や鎮守の森などのまとまったみどりについては、保全することが必要です。

【湿原】

- 多様な生物の生息空間を保全する上から、キウシト湿原など貴重な湿原の保全を図ることが求められています。

4章 基本方針と目標

1. 計画の基本理念

登別市総合計画に描かれたまちづくりの理念と市民会議からの提案を踏まえ、基本理念を設定します。

ここに示す理念は、「みどりの基本計画」だけではなく、「都市計画マスタープラン」と「景観形成基本計画」を加えた3計画共通の理念です。

登別市総合計画に示されたまちづくりの理念

「人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のほりべつ」

—キャッチフレーズ—

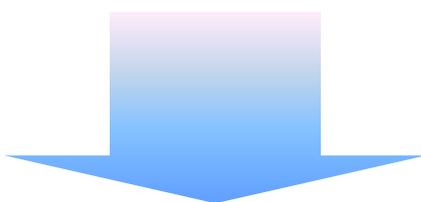
自然と調和のとれた住空間、躍動する産業、観光客を暖かく迎え入れるホスピタリティ、個性あふれる文化、豊かな人間性。

市民一人ひとりの価値観とライフスタイルが尊重され、豊かさと充実した生が実現できるまち。

ここには、世界の各地から人が集い、世界の情報が集まる。

そして人が、モノが、情報が行き交い、活発な交流が生み出すエネルギーがまちにみなぎり、人々のぬくもりとふれあいを育てる。

—まちづくりの理念—



語らいからはじまる新しいまちづくり

～人と自然、人とまち、人と人の新しい関係づくり～

—共通理念—

2. みどりの将来像

登別市のみどりの将来像については、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成など、みどりが持つさまざまな機能を十分に活用し、以下のような姿となることをめざします。

登別市のみどりの将来像

山から海までつながるみどりが
人をやさしくつつまчи

市街地を縁どる豊かな山辺のみどりが、生き物がたくさん棲む水辺のみどりを通じてまちなかに運ばれ広がっていき、海辺の散策路や防潮林のみどりへつながっています。

まちなかでは、川辺の水とみどりをはじめ、公園や街路樹、住宅地の庭にある樹木など隅々までみどりが広がり、人々の暮らしをやさしくつつんでいます。

■登別市のみどりの将来イメージ



登別市のみどりの将来イメージ

みどりの将来像でめざしているみどりづくりが実現したとしたら、登別のまちはいったいどんな姿になっているのでしょうか？

山辺と川辺と海辺につつまれたまちの姿、ちょっと想像してみましょう。

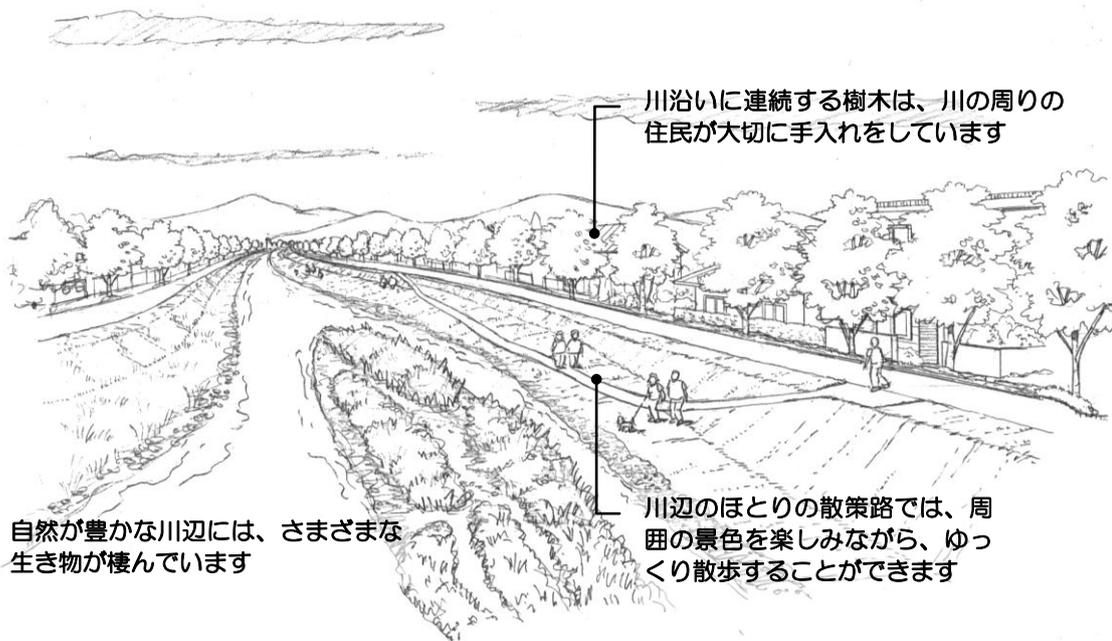
山辺は…

- ・ 川辺や道路沿い、まちなかのいたるところで咲きはじめたサクラの薄桃色の花の波が、日ごとに山辺へと近づいていきます。サクラの花びらが川面に浮かんでいます。
- ・ 山辺全体を覆いつくす黄緑色の新緑と初夏の青空が、明るく暮らしやすいまちの背景になっています。
- ・ 「市民の森」と名づけられた山辺の森林では、市民が下草刈りなどを行って大切に樹木が育てられています。
- ・ 住宅街からつづく山辺の散策路は、誰もが歩きやすいなだらかな道です。ところどころにみんなでつくったベンチがあり、休むことも可能です。
- ・ 少し肌寒くなり山辺が赤く色づき始めたと思ったのもつかの間、紅葉が一気に川を伝ってまちへ降りてきます。住宅地の庭先の樹木も色づいています。
- ・ 公園では、秋の味覚を楽しむイベントが開かれ、市民がたくさん集まっています。
- ・ 温泉街のまわりの山々も、赤や黄色に鮮やかに色づき、山々や溪谷の風景を楽しみにたくさんの観光客が訪れています。



川辺は…

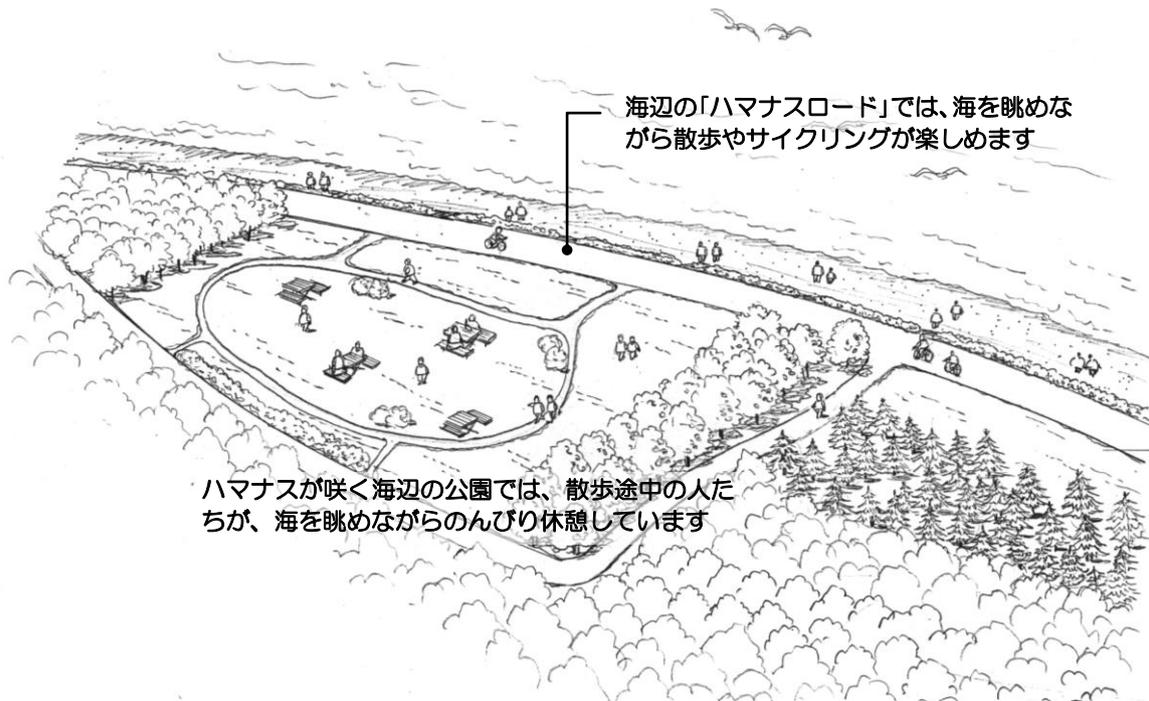
- 地域の人が苗から育て、植えてきた川辺の樹木や花が、季節ごとにみんなの目を楽しませてくれます。
- 自然が豊かで生き物がたくさん棲む川辺では、子どもたちが水に入って魚や昆虫を捕まえています。
- 川のほとりにある木の梢では鳥がさえずり、山から下りてきたのか美しい鳥が見え隠れしています。
- 川面が、海から遡上してきたたくさんのサケの背中で銀色に光っています。赤や黄に色づいた落ち葉も水面をおおっています。
- すっかり寒くなった幌別川の川辺で、白鳥が羽を休めています。



■川辺のイメージ

海辺は…

- ・ 岬の突端の展望広場から臨む海辺は日ごとに青さを増し、振り返ると眼前に広がる山辺ではみどりがいっぱいにあふれています。
- ・ 海辺の散策路では、市民の手で植えられたハマナスなどの海浜植物が生い茂り、水辺で遊ぶ人や散歩を楽しむ人たちも大勢見られます。
- ・ 海上を走るプレジャーボートには、地元の人をはじめ遠くからやってきた観光客も多くみられ、海からの景色を楽しんでいます。
- ・ 夏の名残のある海岸では、地元のみどりサークルの人が中心になってゴミ拾いなど清掃を行っています。
- ・ みんなで植えた散策路沿いの樹木や海浜公園の花は、地域の人で維持管理をしています。



海辺の「ハマナスロード」では、海を眺めながら散歩やサイクリングが楽しめます

ハマナスが咲く海辺の公園では、散歩途中の人たちが、海を眺めながらのんびり休憩しています

■海辺のイメージ

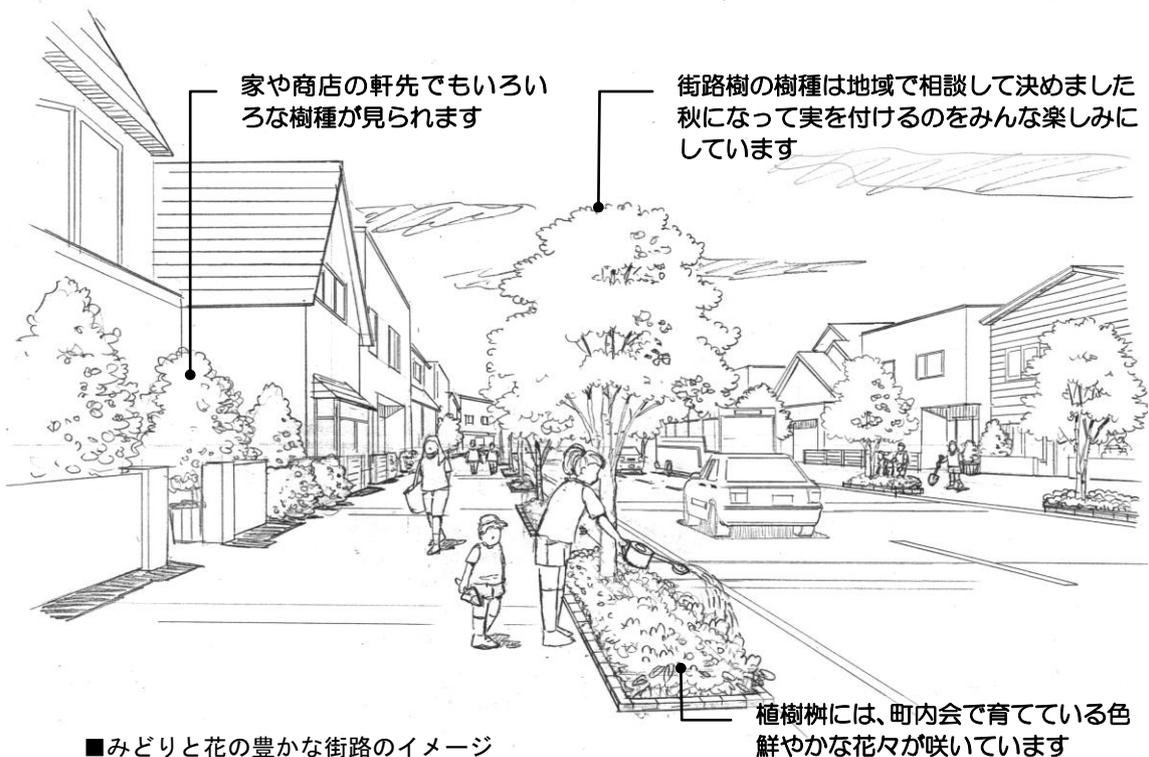
海辺には防潮林が連続し、大きく育っています

まちなかは…

- ・ 雪どけとともに芽吹きはじめた街路樹や庭先の樹木の新芽が、日一日と膨らんでいきます。住宅街のどこの庭にも大きな木が一本育っています。
- ・ 地域の人で相談して選んだ街路樹は大きく茂り、日差しがまぶしくなるのといっしょにみどりを濃くしていきます。
- ・ 植樹桝には、町内会で育てている花々が色鮮やかに咲き、まちに彩りを添えています。
- ・ 公園では、芝生の上を子どもたちが駆けまわっています。よく茂った木陰では、おばあさんたちが集まってなにやら楽しげにおしゃべりをしています。
- ・ キウシト湿原では、自然の状態を守りながらたくさんの珍しい鳥や昆虫を観察できるようになっています。学校の授業もよく行われています。
- ・ 街路樹にたくさんの実がなり、鳥達がそれらをついばんでいます。晩秋には、来年のために樹木に冬囲いをしています。

山辺、川辺、海辺、まちなかのイメージを重ねた登別の将来の姿は…

山辺から海辺、川辺や街路、道路、公園などさまざまな水とみどりがまち全体をネットワークして、「みどりの回廊」となっています。



3. 計画の基本方針

みどりの基本計画では、みどりの将来像を実現していくための大きな柱となる 5 つの基本方針を、以下のように考えていきます。

みどりの基本計画—基本方針

①まちをふちどる“山辺”のみどりを守る

②みどりをつなぐ“川辺”をつくる

③特色ある“海辺”のみどりを守り育てる

④みどりが広がるまちをつくる

⑤登別のみどりをみんなで支える

①まちをふちどる“山辺”のみどりを守る

登別市は、市街地の背後に連なるみどり豊かな山々やのどかに広がる丘陵のみどりが、まちの背景となっていることが大きな特徴です。その“山辺”のみどりは、市民が日常的にみどりの豊かさを感じられる基本となっています。また、これらの山のみどりは、清らかな水とともに生物にとっての大切な生育環境をつくり出し、登別の自然環境の源となっています。

まちの風景となる山辺のみどりは、市民共有の貴重な財産であり、将来にわたり大切に保全し、子どもたちに伝えていく必要があります。

また市民が、日常の暮らしの中で山辺の豊かな自然をもっと身近に感じられるような、環境づくりも求められています。

そのため、市民と行政、企業などが協働して、山辺のみどりを保全・活用するためのしくみづくりを検討していきます。

②みどりをつなぐ“川辺”をつくる

まち全体にみどりを広げていくためには、山辺の豊かな自然をまちに伝える川の役割が大切になります。登別市は、それぞれの市街地に川が流れています。その川辺を、みどり豊かで生き物がたくさん生息する水辺にすることで、豊かな自然をまち全体に広げていくことができます。

また、その川辺において気軽に歩ける散歩道などを整備して、市民が日常的にみどりと親しめる空間として育てていきます。

このように、川辺をまちの隅々までみどりを染み込ませる「葉脈」として育てていくために、地域の住民が中心となって、連続した樹木の植栽や花壇の育成、維持管理などを行い、みどりあふれる水辺づくりを進めていきます。

③特色ある“海辺”のみどりを守り育てる

登別市は、市街地が太平洋に面しており、身近に海や海辺のみどりを感じられる環境にあります。しかし現状では、貴重な植生や海浜植物、防潮林はあるものの、海辺のみどりは少ない状況です。

そのため、今ある海辺のみどりを保全するとともに、山辺から川辺を通して伝わったみどりを、海辺にもつなげるようなみどりづくりを行います。同時に、市民が身近に海辺の豊かな自然を感じられるような海辺空間づくりを進めます。海辺のみどりづくりも、市民と行政、企業などが協働で進めていきます。

④みどりが広がるまちをつくる

登別市は山辺と川辺、海辺のみどりが市街地を囲み、まちをつつみこむようなみどりの骨格が形成されています。その中にあるまちなかのみどりとしては、公園や街路樹、公共施設のみどり、住宅地のみどりなどが挙げられますが、それらは、全体的に少ない状況です。

このため、市民と行政、企業などがそれぞれの立場でできることを明確にしながら、みどりづくりを協働して進めていきます。そして、みどりが暮らしの中にとけ込んでいるような、みどりあふれるまちをめざします。

⑤登別のみどりをみんなで支える

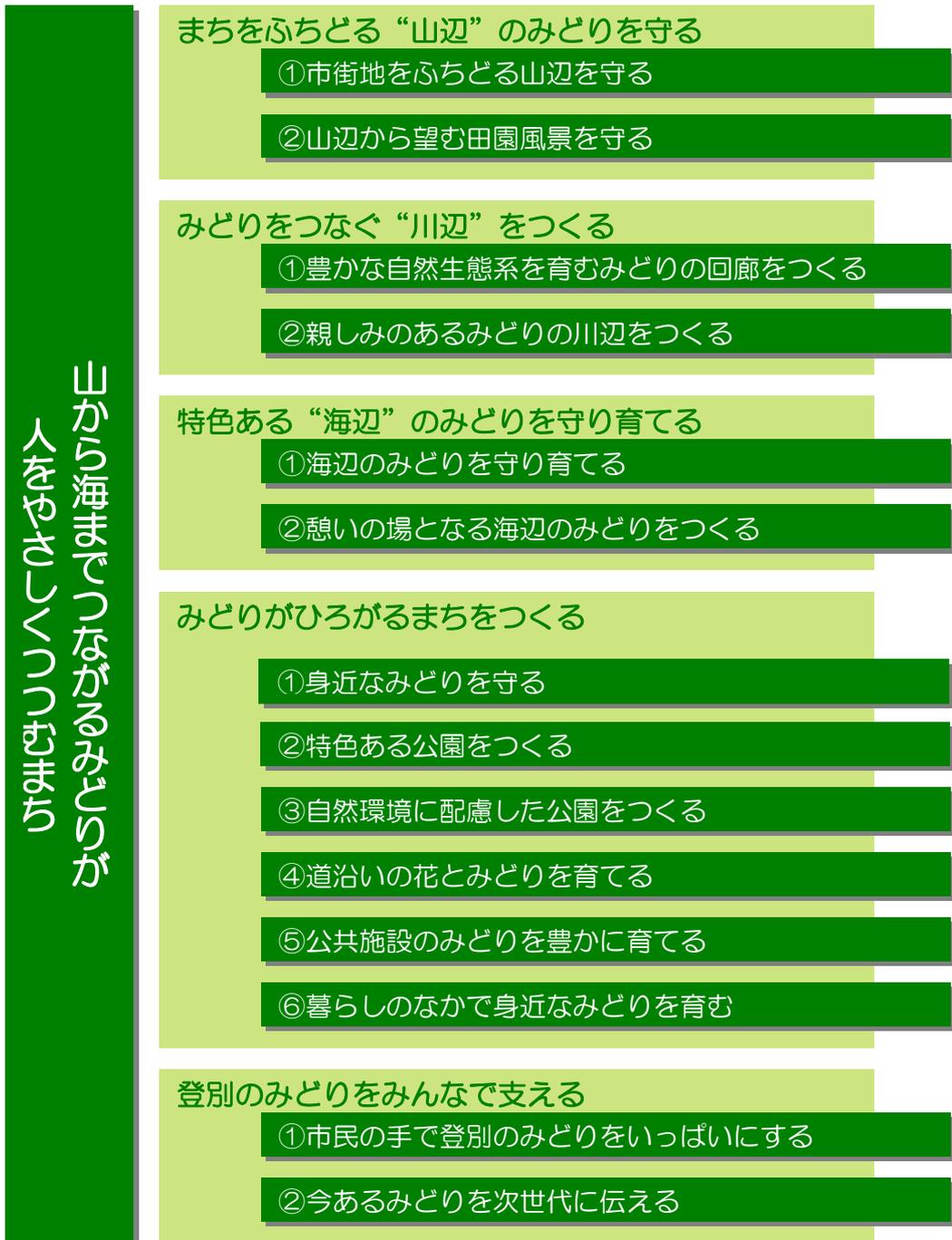
今あるみどりを守りながら、新たなみどりを創り出し、みどりにつつまれた暮らしを実現するためには、市民と行政、企業などがパートナーシップ*を築き、協働していくことが必要です。

そのために、みどりを守り、育てるためのしくみづくりなど積極的に市民が参加できる環境を整えます。

同時に、貴重な植生など、みどりに関する調査・研究を行い、みどりのデータベースづくりなどを進めます。また、みどりに関する情報発信や子どもたちへの環境教育を行い、みどりに対する意識の高揚・啓発を図ります。

4. みどりの基本計画 施策の体系

みどりの基本計画における体系を、以下のように定めます。



5. 計画フレーム

登別市みどりの基本計画は、概ね 20 年後の平成 34 年を目標年次とし、計画フレームを「都市計画マスタープラン」をもとに次のように設定します。

■計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名称（平成 14 年 3 月末）
登別市の一部	登別市都市計画区域の全域 11,106 ha

■将来人口の見通し

	現況 2002 年 (平成 14 年 3 月末)	中間年次 2012 年 (平成 24 年)	目標年次 2022 年 (平成 34 年)
市街化区域	52,969 人	おおむね 52,500 人	おおむね 52,000 人
都市計画区域	54,641 人	おおむね 54,000 人	おおむね 53,000 人
行政区域	54,673 人	おおむね 54,000 人	おおむね 53,000 人

(現況の人口は住民基本台帳による)

■市街化区域の規模

	現況 2002 年 (平成 14 年 3 月末)	中間年次 2012 年 (平成 24 年)	目標年次 2022 年 (平成 34 年)
市街化区域人口	52,969 人	おおむね 52,500 人	おおむね 52,000 人
市街化区域の規模	1,403ha	1,407ha	1,410ha
人口密度	37.8 人/ha	37.3 人/ha	36.9 人/ha

注) 将来人口において都市計画区域外人口≠0であると想定されますが、人口を 500 人単位で丸めているため都市計画区域人口と行政区域人口が同一となっています。

6. 目標水準の設定

みどりの基本計画における緑地および都市公園の目標水準を、次のように定めま
す。

■目標水準（目標年次：平成 34 年）

緑地*	将来市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	おおむね 130ha	9.1%	おおむね 7,910ha	71 %

* 緑地：施設緑地+地域制緑地

■整備すべき 1 人あたりの目標水準

	現況 2002年 (平成 14 年)	中間年次 2012 年 (平成 24 年)	目標年次 2022 年 (平成 34 年)
緑地*	1,421m ² /人	1,443m ² /人	1,492m ² /人
都市公園	10.29m ² /人	14.90m ² /人	38.20m ² /人

また、市民によるボリュームのあるみどりづくりの具体的目標を、次のように定
め、積極的に展開します。

■市民参加によるボリュームあるみどりづくりの具体的目標

目標年次（平成 34 年）に向けての目標

- 公共施設に、市民 1 人あたり 1 本、計 5 万本の植樹を！
- 各家庭の庭に、1 本の植樹を！

5章 登別市のみどりの配置方針

1. みどりの配置方針

みどりの将来像を実現させるために、次の4つを基本にして配置します。

みどりの配置方針

- ①山辺・川辺・海辺と一体になった緑地の配置
- ②地域バランスに配慮した公園の配置
- ③市街地における民有地の活用
- ④貴重なみどりの保全と活用

①山辺・川辺・海辺と一体になった緑地の配置

登別市のみどりの特徴として、市街地背後の山辺のみどりと各地域を流れる川辺のみどりが挙げられます。これらのみどりは、生物の生息環境として大切であるばかりでなく、市民のレクリエーション空間となるほか、ふるさと意識を醸成する大切な景観となっています。これら山辺のみどりの保全・活用を図るとともに、川辺では、川沿いの未利用地などを活用した緑地の配置や河畔林の整備を行います。

海辺においては、海浜植物の保全を行い、海岸沿いに散策路を整備します。

②地域バランスに配慮した公園の配置

公園は、市民の身近なレクリエーションの場として、また災害時の避難場所としてさまざまな重要な役目を担っています。市民が、日常的に利用できる街区公園などの身近な公園については、公園数が少ない地区を優先しながら適切に配置します。

③市街地における民有地の活用

市街地にあるまとまったみどりについては、緑地協定*や市民緑地制度*などを活用してみどりの保全と緑化を図りながらみどりを確保します。

④貴重なみどりの保全と活用

キウシト湿原などは、学術的に貴重な動植物が生息するみどりであり、登別市の原風景として市街地に残された数少ない大切なみどりです。これら貴重なみどりは、保全を基本としながら、自然と親しみ学習できる場としての活用を進めます。

みどりの配置方針図



山辺のみどり

緑化重点地区

凡		例	
計	● 総合公園	● 総合公園	● 総合公園
	● 地区公園	● 地区公園	● 地区公園
	● 近隣公園	● 近隣公園	● 近隣公園
	● 街区公園	● 街区公園	● 街区公園
	● 市民緑地	● 市民緑地	● 市民緑地
画	■ 都市緑地	■ 都市緑地	■ 都市緑地
	● 都市林(河畔林)	● 都市林(河畔林)	● 都市林(河畔林)
		● 総合公園	● 総合公園
		● 地区公園	● 地区公園
		● 近隣公園	● 近隣公園
		● 街区公園	● 街区公園
		● 市民緑地	● 市民緑地
		■ 都市緑地	■ 都市緑地

6章 緑地の保全および緑化推進のための具体的展開

1. みどりを広めるための具体的な展開

(1) まちをふちどる“山辺”のみどりを守る

①市街地をふちどる山辺を守る

●身近なみどりの保全と活用

ボンズ山や望洋公園周辺のみどりは、土地所有者の協力を得ながら、法的な規制などにより保全を図ります。また、市民が自然のみどりと親しめるように、散策路や展望台などの施設整備を図ります。

【具体的展開】

- ・ 都市計画法による土地利用の規制
- ・ 都市緑地としての指定と整備

●自然とふれあえる環境教育の拠点づくり

鉾山地区のネイチャーセンターを中心に、周辺環境の整備を図り、市民が自然とふれあい親しみながら自然を学習できる拠点づくりを進めます。

【具体的展開】

- ・ 周辺市有林の整備

●市民による山辺の森林づくり

千歳塵芥最終処理場の跡地は、市民による植樹活動の場として活用し、「市民の森」として山辺のみどりの再生を図ります。

②山辺から望む田園風景を守る

●雄大な田園風景の保全

札幌地区の牧草地を含めた丘陵地のみどりは、観光資源にもなるような、雄大な田園風景を形成しています。この貴重な景観については、法的な規制などにより保全を図ります。

【具体的展開】

- ・ 都市計画法による土地利用の規制

●農業体験ができる公園の整備

札幌地区などでは、市民が大地やみどりと親しめ、農業を体験でき、交流の場となる農村公園の整備を図ります。

【具体的展開】

- ・ 柔軟な土地利用規制の運用



■海辺と市街地を一望できる、山辺のイメージ

(2) みどりをつなぐ“川辺”をつくる

① 豊かな自然生態系を育むみどりの回廊をつくる

● 河畔林の保全と育成

河川敷地や河川に隣接する公園、民有地などを利用し、土地所有者の協力を得ながら、市民と協働で河畔林の保全と育成を図ります。

【具体的展開】

- ・ 河川に隣接する民有地を活用した河畔林の育成

● 川辺の連続したみどりの形成

河川の連続したみどりは、鳥や昆虫などの通り道となります。このため、河川に隣接する公園や住宅地などのみどりを保全・育成し、連続したみどりの形成を図ります。

【具体的展開】

- ・ 条例などによる河川に隣接する住宅地への植栽の奨励
- ・ 宅地開発などにおける河川沿いの用地の確保

② 親しみのあるみどりの川辺をつくる

● 川辺の散歩道づくり

河川管理用道路などを利用し、川辺の散歩道の整備を進めるとともに、隣接する公園や広場などを結び散策のネットワークを形成します。

● 親水性に配慮した川辺づくり

市民が川辺の自然にふれあうことができるように河川管理者の協力のもと、親水性に配慮した川辺づくりを進めます。

【具体的展開】

- ・ 水辺に近づくことが容易となる階段の設置や緩傾斜護岸*の整備
- ・ 河川に隣接した公園などと一体となった川辺づくり

● まちなかの個性ある川辺づくり

川沿いの地域住民による並木づくりや花壇づくりを推進します。

(3) 特色ある“海辺”のみどりを守り育てる

①海辺のみどりを守り育てる

●海岸植生の保全

鷺別岬や蘭法華岬周辺、フンベ山付近の貴重なみどりは、植生分布状況の把握に努めながら、法的規制などにより保全を図ります。

●海岸植生の育成

海岸沿いで自生しているハマナスなどの海浜植物を利用した育苗を行い、海辺のみどりづくりを進めます。

●防潮林の保全と育成

富浦地区の海岸線に広がるクロマツやカシワからなる防潮林は、海岸のシンボリックなみどりとして保全と育成を図ります。

②憩いの場となる海辺のみどりをつくる

●公園・広場をつなぐ「海辺のみどりの散歩道」の整備

鷺別地区の海辺に隣接する広場や公園を結び、市民が海辺のみどりに身近にふれられる「海辺のみどりの散歩道」の整備を進めます。

【具体的展開】

- ・ 散歩道の整備
- ・ 散歩道沿いへのハマナス・ハマギクなど海浜植物の植栽
- ・ 海辺に隣接する広場や公園の整備

●海辺の景観を眺望できる緑地の整備

鷺別岬や蘭法華岬周辺、フンベ山付近などについては、広大な太平洋を望みながら市民の憩いの場として活用できるように休憩スペースや展望台、散策路などの整備を進めます。

(4) みどりが広がるまちをつくる

① 身近なみどりを守る

●公共の施設整備におけるみどりの保全

道路・河川など公共施設の整備においては、計画段階から周辺の自然環境を考慮し、みどりの保全と復元に努めます。

●民間開発などにおけるみどりの保全

住宅地などを開発する場合は、緑地協定などにより既存緑地の保全や復元を図ります。

② 特色ある公園をつくる

●身近な公園の整備

身近なみどりの拠点となる街区公園や近隣公園は、公園数が少ない地域を優先しながら整備を図ります。

【具体的展開】

- ・ 公園が不足している登別地区と鷺別地区への優先的な公園の設置

●既存公園の再整備

地域のニーズに合わなくなった公園については、利用者のさまざまなアイデアを盛りこみ、特色ある整備を進めます。

【具体的展開】

- ・ 森をイメージしたみどり豊かな公園づくり
- ・ 健康増進を目的にした公園づくり
- ・ 自由な遊びを創出する公園づくり

●公園のバリアフリー化

身障者や高齢者などが安心して快適な利用ができるように園路の勾配緩和や段差の解消などのバリアフリー化を進めます。

●市民参画による公園づくり

公園の整備にあたっては、利用者のニーズに配慮した地域に親しまれる公園とするため、計画段階から市民の意見を大切にします。

【具体的展開】

- ・ 周辺住民を含めたワークショップによる公園づくり
- ・ アンケートなどによる住民ニーズの把握・反映

③自然環境に配慮した公園をつくる

●自然環境に配慮した公園づくり

まちなかにある特徴的なみどりの保全を進めるとともに、自然をテーマとしたイベントや環境学習などの拠点づくりを進めます。

【具体的展開】

- ・ キウシト湿原の保全と総合体育館周辺を含めた区域の公園整備
- ・ 亀田記念公園におけるビオトープ*（生物生息空間）の整備
- ・ 登別自然緑地など市民緑地制度を活用したみどりの保全



■環境学習の場ともなる、キウシト湿原のイメージ

④道沿いの花とみどりを育てる

●幹線道路におけるボリュームのあるみどりの景観軸の形成

道路上登別室蘭線などの幹線道路については、季節感のある樹木や特色ある草花などの植栽により四季を実感できるボリュームのあるみどり景観を形成します。

【具体的展開】

- ・ 市民参画の植栽計画づくり
- ・ ボランティア・サポート制度*の活用
- ・ 既設の植樹枠の増設などによる連続植栽
- ・ 道路ごとの樹種の統一化

●海岸道路（国道）のみどりを育てる

国道 36 号については、海沿いの厳しい自然環境を考慮して樹種や維持管理を工夫しながら、登別市を象徴するみどりづくりを推進します。

【具体的展開】

- ・ 耐塩性や耐風性にすぐれた樹木などの試験植栽
- ・ 花が咲く海浜植物の植樹枠への植栽

●観光都市にふさわしいみどりの景観づくり

道道洞爺湖登別線などのサクラ並木の保全・育成を図るとともに、分離帯や法面などに低木や草花などを植栽し、特色ある沿道景観を形成します。



■市民の手で育てる道路のみどりのイメージ

⑤公共施設のみどりを豊かに育てる

●公共施設の緑化推進

公共施設は、多くの人々が集う交流の場であり、災害時の避難場所にもなっているため、周辺の環境と合わせて積極的に緑化を進めます。

【具体的展開】

- ・ 施設の新築・建替時における植栽面積率の設定

●公共空地を利用したコミュニティガーデン*づくり

道路や河川の整備にともなって生ずる残地や民間開発行為で生み出された空地については、市民の参加により草花や樹木を植栽し、緑化を図ります。

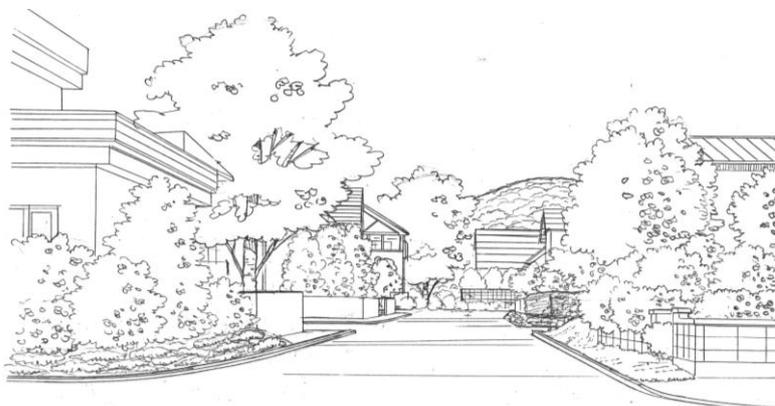
⑥暮らしのなかで身近なみどりを育む

●住宅地の緑化推進

市街地のみどりを増やすためには、大きなウエートを占める住宅地の緑化推進が重要です。これら住宅地の緑化については、市民の自主的な取り組みが不可欠であるため、普及・啓発を行い、みどりづくりを促進します。

【具体的展開】

- ・ 条例などによる緑化の推進
- ・ 生け垣などの奨励
- ・ 庭や生け垣などのコンクールの開催
- ・ ハンギングバスケットなどによる壁面緑化の推進
- ・ ガーデニングの奨励



■家々の庭先に大きな木が育っている、みどり豊かな住宅地のイメージ

●商業地の緑化推進

商業地は、買い物客・観光客など多くの人々が集まることから、草花や花木などを植栽することにより美しい景観形成を図り、特色ある緑化を推進します。

【具体的展開】

- ・ 条例などによる緑化の推進
- ・ 敷地内スペースを活かした緑化の奨励
- ・ 店舗前などへのフラワーポット設置の奨励

●工業地の緑化推進

登別市の工場の多くは、市街地にあつて比較的広大な敷地を有し、周辺の景観や環境全体に与えるインパクトが大きいことから、ボリュームのある緩衝緑地帯*の奨励などにより緑化を推進します。

【具体的展開】

- ・ 条例などによる緑化の推進
- ・ 道路側や住宅地側への重点的な植栽の奨励

●JR沿線の並木の形成

JR沿線は、市街地の中で連続したみどりをつくることのできる数少ないオープンスペース*です。市民と協力して並木の形成などの緑化を図ります。

●貴重なみどりの保護指定

歴史的由緒がある樹林やまちのランドマークとなるような景観上優れている樹木などは、貴重なみどりとして保全に努めます。

【具体的展開】

- ・ 条例などによる保護樹の指定

(5) 登別のみどりをみんなで支える

①市民の手で登別のみどりをいっぱいにする

●緑化推進条例の制定

緑化の目的や理念、行政および市民・企業の責務などを明らかにする指針として、条例を制定します。この条例は、市民参画のもと、各種緑化推進事業をより円滑に進めるためにも、早急に制定することとします。

●「みどりの基金」の設立

市民・企業からの寄付金などにより、緑化推進や緑化普及啓発活動の推進、貴重なみどりの保全・育成などを図るため、「みどりの基金」の設立について検討します。

●市民がみどりに親しむ機会の創出

市民が気軽にみどりに親しみながら自然学習や体験ができるイベントを積極的に展開します。

【具体的展開】

- ・ 植樹祭、市民記念植樹、緑化イベントなどの充実

●フラワーネットづくりの推進

個々の花植活動を総合的な活動へと展開し、市民、企業、行政が一体となって花いっぱいのまちにするため、全市的なフラワーネットワークづくりを推進します。

●みどりのリサイクルの推進

民間住宅などの増改築や移転などで不用となった樹木を登録し、希望者に仲介する「グリーンデータバンク」制度を確立するとともに、街路樹、公園樹の剪定枝のウッドチップ化を図るなど、みどりのリサイクルを進めます。

②今あるみどりを次世代に伝える

●みどりに関する調査・研究の推進

現在のみどりに関する情報を次世代に伝えるため、専門家も交え、市民と企業、行政などが協働して調査・研究を進めます。

【具体的展開】

- ・ 森林、河川、海岸などにおける樹木や植物などの実態調査とデータベース化
- ・ 登別の気候風土にあった樹種などの調査研究

●みどりに関する情報の発信

みどりの講演会・講習会などの充実を図り、みどりに関する知識の提供や情報の発信などを通じて、市民一人ひとりのみどりに対する意識の高揚や啓発を図ります。

【具体的展開】

- ・ みどりの講演会・講習会の充実
- ・ 広報・インターネットなどを利用した情報提供
- ・ 「みどりづくりマニュアル」の発行の継続

●子どもたちへの環境教育の推進

次代をになう子どもたちに、みどりや自然の大切さ、役割を理解してもらうため、子どもたちが自主的にみどりの体験や学習ができる環境づくりを推進します。

【具体的展開】

- ・ みどり、自然、散策ルート、公園などを紹介する副読本づくり
- ・ 親子で参加できるみどりに関する体験型イベントの開催
- ・ みどり少年団の設立

2. 緑化重点地区の設定

(1) 緑化重点地区の設定

登別市のみどりの基本計画に基づくみどりづくりを重点的・モデル的に実施し、市民のみどりに対する意識を高めるため、緑化重点地区を設定します。緑化重点地区は、以下の項目を考慮して設定します。

緑化重点地区の設定の視点

- 緑化について市民意識が高い
- 登別市のみどりのシンボルとなる
- 登別市のみどりの拠点となる

登別市のみどりの将来像を実現するためには、みどりをつくる段階だけではなくみどりを守り育てる上でも市民・企業・行政と協働していくことが大切です。

そのため、緑化重点地区は緑化推進に対しての市民意識が高く総合的なみどりづくりを実施できる地区であることが望まれます。

また、緑化重点地区はモデル地区として他の地域にもその取組みが波及することを目指しており、都市のシンボルとなる地区であることや、種々の施設緑化を推進することで、みどりの拠点を形成できる地区であることが必要です。

以上のことから、キウシト湿原を中心とした若山地域を緑化重点地区とします。

登別市の緑化重点地区 キウシト湿原および周辺（若山地域）

登別市の若山町にあるキウシト湿原は、住宅地と道路に囲まれた約 4.75ha の湿原で、平成 13 年度には、環境省の「日本の重要湿地 500」に選定されました。

キウシト湿原は、市街地に接しているため、市民の関心も高く、市民グループなどが自然環境の調査を行っています。その結果、ワラミズゴケのつくるブルテが群生する特異な湿原であり、また、オオジシギなどの野鳥が生息し、オオバタチツボスミレなど貴重な植物の生育も確認されています。

一方、周辺の市街化にともなって、登別市を代表する湿原もその環境の維持が厳しい状況になっています。

そこで、キウシト湿原周辺を登別市の緑化重点地区に設定し、湿原の保全と活用を進めながら、市民へのみどりなど自然環境全体に対する意識の高揚を図ることとします。

(2) 緑化重点地区の基本方針と具体的展開

取り組みテーマ

●貴重な湿原を中心とした登別市のみどりのシンボル地区

キウシト湿原を保全しながら、周辺をみどり豊かな緑地として活用して、登別市のみどりのシンボルとなる拠点を形成します。

実現手法

- ①キウシト湿原の緑地保全地区の指定
- ②キウシト湿原の保全対策の推進
- ③キウシト湿原と一体となった都市公園の配置
- ④道路など周辺公共施設や住宅地などの緑化推進
- ⑤自然体験、学習のための活用と施設整備
- ⑥市民参加によるみどりの整備と維持管理

①キウシト湿原の緑地保全地区の指定

キウシト湿原を緑地保全地区に指定し、永続的に湿原を保全します。

②キウシト湿原の保全対策の推進

キウシト湿原を保全するため、土地の買取を進めるとともに新たな水源からの導水など具体的な乾燥化対策を実施します。

③キウシト湿原と一体となった都市公園の配置

キウシト湿原に隣接するパークゴルフコースや総合体育館などは広く市民に利用されています。こうした施設を含め、湿原周辺を都市公園として緑化し、湿原の環境の維持に努めるとともに一体的な利活用を図りながら、登別市のみどりの拠点となるよう誘導します。

④道路など周辺公共施設や住宅地などの緑化推進

キウシト湿原周辺の道路や河川などの公共施設の緑化を先導的に進めるとともに、市民の理解を得ながら周辺住宅地の緑化を進めます。

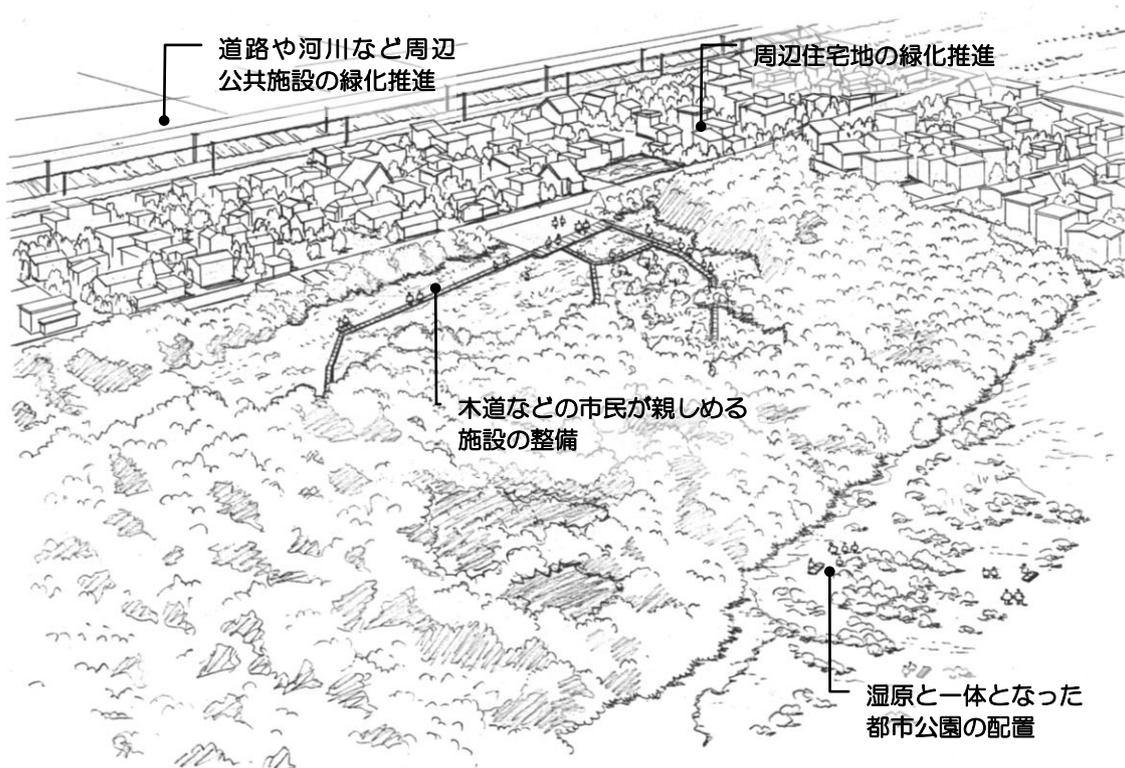
⑤自然体験、学習のための活用と施設整備

キウシト湿原の自然環境に関する情報を広く発信するとともに、案内施設や散策路などの施設を整備して、市民の自然体験や環境教育の場としての活用を進めます。

⑥市民参加によるみどりの整備と維持管理

キウシト湿原の周辺緑化や環境の維持管理については、市民が主体となって進めます。

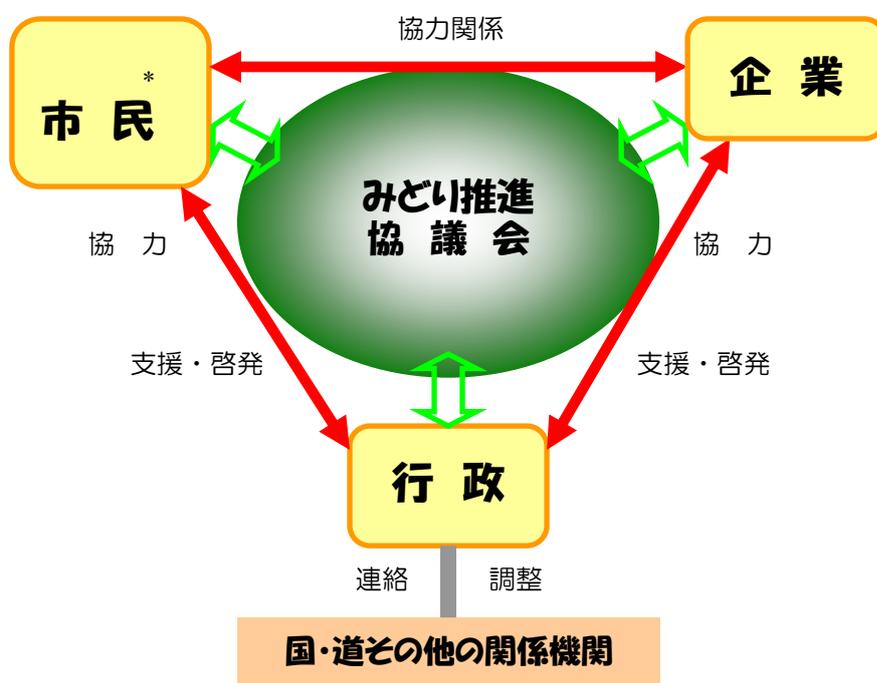
■緑化重点地区「キウシト湿原」周辺（若山地域）の将来イメージ



3. 市民参加のしくみ

(1) みどりの体制をつくる

みどり豊かなまちづくりを進めるために、みどりづくりの推進体制を確立します。みどりを守り、つくり、育てるためには、「市民」「企業」「行政」が密接に連携し、互いの創意工夫のもとに一体となって取り組んでいく必要があります。



■みどりづくりの推進体制の概念図

(2) みどり推進協議会の設立

「みどり推進協議会」は、「市民」、「企業」、「専門家」、「フラワーマスター」、「グリーンマスター」や「みどりの愛護会」、「市民緑化団体」の代表などで構成され、「みどりの基本計画」の具体的展開にあたっての意見交換などやみどりに関する情報交換、新たな課題についての協議などを行います。

また「行政」は、この会の活動運営に関して積極的に支援します。

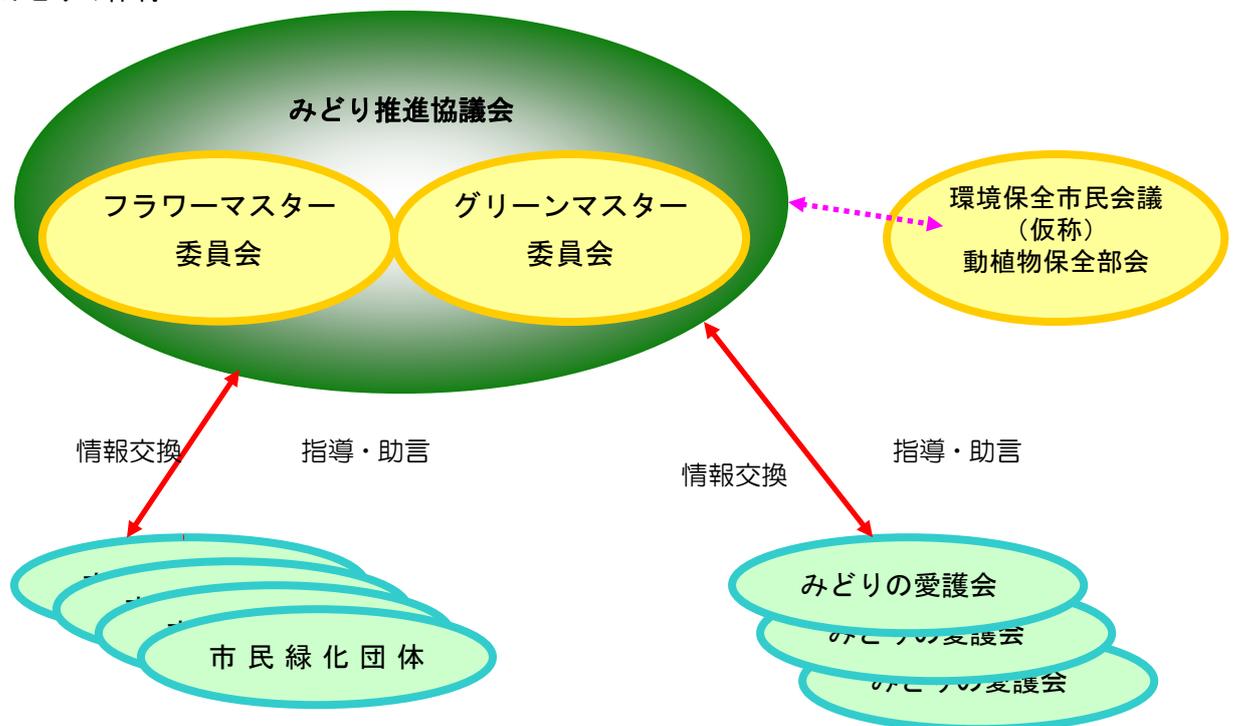
●フラワーマスター委員会の設立

「フラワーマスター委員会」は、花の育成管理、街並み景観に配慮した花の使い方についての知識が豊富なフラワーマスター*によって構成し、花のまちづくりをすすめるための意見交換を行う場とします。

●グリーンマスター制度の導入とグリーンマスター委員会の設立

樹木の育成・管理などに関する知識・技術を持ち、みどりのまちづくりのリーダーとして積極的に指導助言できる市民をグリーンマスターとして認定します。グリーンマスターが集まって意見交換を行う場としてグリーンマスター委員会を設けます。

■みどりの体制



(3) 「みどりの愛護会」の設立と支援

市民によるみどりの活動を市全体に展開するため、公園・河川・道路・公共施設などの緑化・美化活動をすすめる「みどりの愛護会」を設立します。

この会は、各団体の任意の申し込みによる登録制としますが、各地域に設立することを目標とします。

「行政」はこの会の活動の質を高めるために、その運営・活動などに対して積極的に支援を行っていきます。

● 「みどりの愛護会」の活動内容例

- ・ 公園・広場などにある花壇づくり（維持管理含む）などを行う
- ・ 街区公園などの清掃を定期的に行う
- ・ 街路樹の落ち葉集めを行う
- ・ 自然環境などの保全活動を行う
- ・ 清掃や除草、軽度の剪定などの管理を行う

● 「行政」の支援内容例

- ・ 資材調達などに対する補助
- ・ 資材・機械の貸し出し
- ・ 清掃活動などに対する補助金
- ・ ボランティア用ごみ袋の提供
- ・ 技術講習会や見学会の実施
- ・ 自主的運営のためのバックアップ

用語解説

－あ－

【オープンスペース】

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

－か－

【緩傾斜護岸】

河川の護岸において、人が水辺に近づきやすくするために、傾斜を緩くしたもの。

【緩衝緑地】

大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害防止、緩和もしくは災害の拡大防止を目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域などを分離遮断することが必要な場所に状況に応じて配置する。

【基幹公園】

市民の日常生活に定着した最も基本的な公園。

近隣住区を配置単位として設ける住区基幹公園と都市を単位として設ける都市基幹公園からなる。

主としてコミュニティ形成の場、スポーツ・レクリエーションの場、震災・火災などの災害時の避難地などとして、多様な機能を持っている。

住区基幹公園・・・街区公園、近隣公園、地区公園

都市基幹公園・・・総合公園、運動公園

【コミュニティガーデン】: community garden

直訳すれば「地域社会の庭」という意味で、空き地や公共空間を利用して、地域の人々が、自主的につくる庭や花壇のことを指す。

コミュニティガーデンは、地域の美化や景観形成だけでなく、市民に憩いの場を提供すると共に、自然と触れ合いながら、人と人、人と自然、人と社会などコミュニケーションを育む場。

アメリカやイギリスで1970年代からコミュニティガーデン運動として始まったこの活動は、現在ニューヨーク都市圏でも大小2万ヶ所を超えるといわれ、全米では数え切れないほどに増加している。

ーさー

【施設緑地】

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。

都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。

「公共施設緑地」とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設であり、「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

【市民】

ここで指す「市民」とは、登別市に住んでいる住民はもちろんのこと、登別市のみどりに対して興味や問題意識を持ち、社会のルールを尊重しつつ、個人の自由意思に基づいて発言し、自分にできる範囲で行動する意思を持てる人というイメージで捉える。

そこで、任意のボランティア団体をはじめとして、民間の非営利団体、その中でも特に市民が主体となって継続的、自発的に公共サービスと同等の社会貢献活動を行う団体であるNPOも市民活動の一環と考え、「市民」の中にも含めるものとする。

【市民緑地制度】

都市内の私有地のみどりを保全し、良好な都市環境を確保するために、平成7年の都市緑地保全法改正により設けられた制度。

この制度は、主として土地の所有者からの申し出に基づき、地方公共団体または法第20条の6第1項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地（例えば、屋敷林、樹林地、草地など）の所有者と契約（市民緑地契約）を締結し、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定期間これを管理し、住民に公開する。

対象地は都市計画区域内の300㎡以上の私有地のみどりで管理期間は5年以上である。

都市所有者には固定資産税や都市計画税の優遇措置が与えられる。

ーたー

【地域制緑地など】

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としている。以下にその制度の例を示す。

制 度	概 要	根拠法令
風致地区	樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域などを都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図ることを目的とする制度。 風致地区内では、条例の定めるところにより建築物などの設置や宅地造成など土地形質の変更、木竹、土、石などの採取などにも許可行為が必要であり、制限がある。地区内では、一定の開発を許容しつつ、全体としての風致の維持を図る制度。損失補償、買入れ制度なし。	都市計画法
緑地保全地区	都市の緑地の保全を目的とする制度。都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地などの保全を図ることを目的とする、都市緑地保全法第8条に規定される地域。損失補償および土地の買入れ制度あり。	都市緑地保全法
生産緑地地区	生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする、都市計画上の制度。営農が義務づけられる。計画的な指定は難しい。	生産緑地法

【都市公園】

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

なお、都市公園には*【基幹公園】項に示す数種類の公園がある。

【都市緑地保全法】

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律で、平成6年の改正により「緑の基本計画」制度が創設された。

以下は、緑の基本計画制度に係る法第2条の2の条文である。

「市町村は、都市における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する措置で主として都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」

【トラスト】：(ナショナルトラスト national trust)

貴重な緑地などが失われるのを防ぐために、市民などから広く寄付金を募って緑地などを買い入れたり、寄贈を受けたりして、保存・管理し、次の世代に残していこうとする運動と組織をいう。

—は—

【パートナーシップ】：partnership

共同・協力の意味であるが、まちづくりに関していえば、様々な地域課題について協議し、相互の合意のうえで共通目標と計画を設定し、それを相互に実現していく公・民の協力関係をいう。

本計画においては、市民と企業、行政が協力して役割を分担し合い、緑化活動などを進めることを指す。

【ヒートアイランド現象】

自然の気候とは異なった、都市独特の局地気候。建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなっている現象。等温線を描くと都市部が島のような図形になることからこう呼ばれるようになった。

【ビオトープ】: biotope

野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。

自然環境を保全あるいは創造する際の基本となる単位。

人間によって破壊された身近な自然環境を積極的に復元していくという意味もある。

生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

【風致地区】

* 【地域制緑地など】の説明参照

【フラワーマスター】

フラワーマスターとは、花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりリーダーとして積極的に指導助言できる人をフラワーマスターとして市町村が推薦し、NPO北海道・花ネットワークが選考の上、認定講習会受講者を選抜し、講習会受講後、北海道知事により認定される制度である（認定有効期間は3年間で更新有り）。

また、認定後は活動する市町村にてフラワーマスターとして登録され、地域が実施する次のような活動を積極的に行う。

- ① 植花事業のデザイン、花種などについての指導、助言
- ② 植花作業に対する指導、助言、実施指導
- ③ 花壇維持管理作業に対する指導、助言、実施作業
- ④ 育苗作業に対する指導、助言、実施作業
- ⑤ 花のまちづくりに関する研修会、講習会、講演会などの講師

【ボランティア・サポート制度】

道路清掃など市民のボランティア活動の運営や資金面などにおいて支援する制度のこと。

道路などでは、市民・道路管理者との間で協定を結び、文書で決めた内容に基づき清掃・植樹管理などを行うこと。

ーらー

【ランドマーク】: Land mark

ある都市や地域の目印となる象徴的な景観要素。

一般的には周辺から見ることのできる高さがあるもので、由緒ある建物、塔、坂、山などがランドマークになることが多い。

【緑地】

法律（都市緑地保全法第2条の2第1項）で、緑地とは

「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう」と書かれている。

この「緑地」は、都市公園や公共施設などとして管理される「施設緑地」と、一定の地域を指定して、その土地利用をコントロールすることで確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。

（本計画が対象とする緑地の詳細は、P.3 図参照）

【緑地協定】

都市緑地保全法第14条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意により、市町村長の許可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

協定には、対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置が定められ、認可の公告後その区域に移転してきたものに対しても効力を有する。

ーわー

【ワークショップ】: workshop

ワークショップは辞書では「仕事場、工房、研修会」などとなっていて、それらが転じて、具体的な物事を詳しく検討する会議や体験的に技術を習得する研修会などの意味に使われるようになった。

まちづくり、コミュニティづくりの場合には、さまざまな立場の参加者がともに調査活動、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同作業を行う活動（集まり）のことを指している。ワークショップの基本は、参加者相互の思いの共有や合意による意思決定である。

登別市みどりの基本計画

平成15年3月

発行 登別市

編集 登別市建設部都市計画課

登別市中央町6丁目11番地

TEL 0143-85-2111 (代表)
